江南市技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状(平成22年4月1日現在)

(1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等

		1	公務員		Þ	民間			
区分	平均	職員数	平均給	平均給	対応する	平均	平均給		
	年齢		料月額	与月額	民間の	年齢	与月額	A/B	
	(歳)	(人)	(円)	(円):A	類似職種	(歳)	(円):B		
江南市	46.7	49	276,240	298,711		_	_	_	
うち清掃職員	45.3	5	302,555	357,300	廃棄物処理業	44.6	294,000	1.22	
					従業員				
うち学校給食	44.5	17	263,031	279,631	調理士	39.7	271,300	1.03	
調理員									
うち保育園	48.2	21	274,838	288,825	_	_	_	_	
調理員•園務員									
うちその他	48.7	6	296,640	338,552	_	_		_	
(機械操作手等)									
愛知県	51.8	509	339,136	394,821	_	_	_	_	
玉	49.3	3,955	284,514	322,291	_		_		
類似団体	48.9	85	310,022	358,495	_		_		

- ※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。 (平成19年~平成21年の3ヶ年平均)
- ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において 完全に一致しているものではありません。
- ※学校給食調理員には、機械操作手等が含まれていません。
- ※「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- ※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。ただし、国の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていません。

「賃金構造基本統計調査」

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、 職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすることを目的として、毎年 6月(一部は前年1年間)の状況を調査している調査

「地方公務員給与実態調査」

総務省が、地方公務員給与等の実態を明らかにし、併せて地方公務員の給与等に関する 基礎資料を得ることを目的として、地方自治法第245条の4の規定等に基づき、毎年実施す るもの

(2)職種ごとの年齢別職員構成

_															
		20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳		平均
	区分		~	~	~	\sim	\sim	~	~	~	~	~		計	年齢
		未	23	27	31	35	39	43	47	51	55	59	以		(歳)
		満	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	上		
汇	工南市	0	1	0	0	2	3	6	12	17	5	3	0	49	46.7
	うち清掃職員	0	0	0	0	0	1	2	1	0	0	1	0	5	45.3
	うち学校給食 調理員	0	1	0	0	1	2	2	4	5	1	1	0	17	44.5
	うち保育園	0	0	0	0	1	0	2	4	10	4	0	0	21	48.2
	調理員·園務員														
	うちその他	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	1	0	6	48.7
	(機械操作手等)														

(3) その他給与に関する事項

- ア. 給料
 - a 給料表
 - ・行政職給料表(二)を適用 5級制(国基準と同様)

b 初任給(18歳時の採用)

区分	労務 (一)	労務 (二)	労務 (三)	
主な職種	清掃職員	機械操作手	学校給食調理員	
	土木作業員	運転手	保育園調理員·園務員	
初任給	1級41号給	1級33号給	1級 17 号給	
	172, 500 円	158,600 円	137, 200 円	

(単位:人)

イ. 手当

技能労務職員に支給されている手当の主な内容は次のとおりです。

手当名	内容	国の制度
十 3 名	円分	との異同
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ
	配偶者以外 6,500 円	
	配偶者なし 11,000円	
	特定扶養加算(16歳~22歳の年度) 5,000円	
地域手当	支給割合 3%	同じ
住居手当	賃貸 最高 27,000 円	同じ
通勤手当	交通機関等利用者	同じ
	定期券利用 (鉄道等)	
	6ヶ月定期券額一括支給	
	回数乗車券利用(バス等)	
	通勤 21 回分の運賃	
	自動車等利用者	
	距離区分による 最高 24,500円	
特殊勤務手当	清掃手当(塵芥収集) 800円/日	該当職種なし
	道路補修手当 200 円/日	
		額の相違
		(300円/日~
		450 円/目)
時間外勤務手当・	単価=(給料月額+給料月額に対する地域手当)	単価の算出
休日勤務手当	×12/ (38.75 時間×52 週-7.75 時間×	方法の相違
	18 日)×支給割合(円未満四捨五入)	
	<支給割合> (勤務日)(週休日·休日)	
	午前 5 時~午後 10 時 125/100 135/100	
	午後 10 時~午前 5 時 150/100 160/100	
期末・勤勉手当	期末手当 勤勉手当 計	同じ
	6月期 1.25月 0.70月 1.95月	
	12 月期 1.50 月 0.70 月 2.20 月 計 2.75 月 1.40 月 4.15 月	
	計 2.75月 1.40月 4.15月 加算割合(業務主任) 7%	
	//F # 13 日 (本4万 上 上 / 1 / 0	
	(平成 20 年度より成績率を適用)	

ウ. 昇給・昇格基準

a 昇給

・昇給時期は、年1回、4月1日と定め、勤務成績が良好な場合のみ4号給 (57歳を超える職員は2号給)昇給します。

b 昇格

・次の級別資格基準表に従い、昇格します。

	1級		2 級		3級		4級		5 3	級
資格年	·基準 数	2 3			→ 年 定める)	_	→ 年 定める)	_	→ 年 定める)	
通算	年数	2	年		年		5年		3年	

() 内は、国の技能職員の基準

2. 基本的な考え方

市民等を対象とする公共サービスの提供に際しては、「民間で効率的・効果的に実施できるものは民間に委ねる」という考え方に基づき、指定管理者制度の導入や業務の民間委託、民営化により効率的な行政運営と市民サービスの向上を図っています。

こうした中、本市においては、技能労務職員を退職不補充とするとともに、 地方公務員法に定められている情勢適応の原則、均衡の原則を踏まえながら、 技能労務職員の給与の適正化を図っていきます。

<参考>

情勢適応の原則(地方公務員法第14条第1項)

地方公共団体は、この法律に基いて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない。

・均衡の原則(地方公務員法第24条第3項)

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

3. 具体的な取組内容

取組業務名	取組内容	目標年度 実施年度		
給料の適正化	国の人事院勧告に基づき、給料改正を 行います。	引き続き実施		
初任給基準の見直し	職種により区分された初任給基準の 一本化を検討します。	検討		
昇格基準の見直し	国に準拠した昇格基準の見直しを行います。	検討		
職員手当の是正 ・地域手当	支給率を国基準の3%に変更します。	平成 22 年度		
• 特殊勤務手当	業務の特殊性を考慮した上で、見直し を行います。	平成 22 年度 平成 23 年月 (※)		
・その他の手当	国の人事院勧告に基づき、手当改正を 行います。	引き続き実施		
成績率の導入	前年度の人事考課による勤務成績に 基づき、成績率を導入し給与に反映し ます。	勤勉手当 平成 20 年度 昇給 検討		
	より。			

[※]日額により支給する場合において、4 時間を越えない勤務の場合は、当該日額に 50/100 を乗じて得た額とする。

4. その他

技能労務職員の退職者に合わせて、指定管理者制度の導入や業務の民間委託、民営化の推進を行います。

取組業務名	取組内容	目標年度	実施年度
保育園の指定管理者	保育園職員の臨時職員化率を高めなが	平成 2	21 年度
制度の導入	ら、保育園1園について指定管理者制		
	度の導入を行います。		
養護老人ホームの	社会福祉法人による運営とし、その運	平成 2	0 年度
民営化	営ノウハウの活用により、入所者への		
	サービス向上を図ります。		
可燃ごみ収集運搬業	可燃ごみ収集運搬業務の直営1コース	平成 2	1年度
務の民間委託	の民間委託を行います。		
学校給食センターの	パート化率を高めながら、学校給食セ	未	定
民間委託	ンター1ヶ所について民間委託を行い		
	ます。		
退職者の不補充及び	退職者の不補充を実施し、必要に応じ	引き続	き実施
パート化の推進	てパート化を推進していきます。		